

# 「月次支援金」とは？

## 対象は？ 一時支援金と何が違う？

## いつから受付？ 申請方法は？



今年4月以降の緊急事態措置やまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)で大きな痛手を被った中小企業や個人事業主のために、新たな支援策「月次支援金」が始まりました。

### 対象要件は2つ

#### (要件1)

#### 対象措置の影響を受けた中小企業や個人事業主

2021年4月以降に対象措置が実施された地域において、**要請による休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引がある事業者**や、これら地域における**不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者**が対象です。例えば次のような事業者になります。

業種・所在地を問わず、支給の対象になります

#### 対象措置の影響を直接受けた事業者

- 飲食料品店、衣料品店、美容院等、日常の店
- 学習塾や習い事の教室
- クリニックや福祉施設、ドラッグストア
- スポーツ施設や劇場、博物館
- 旅館、レンタカー、タクシー、旅行代理店

#### 対象措置の影響を間接的に受けた事業者

- 土業等の専門サービス事業者
- システム開発等のITサービス事業者
- 映像・音楽・紙媒体のデザイン制作事業者
- 飲食料品の卸売事業者
- 農業や漁業を営む事業者

※ 対象月において、地方公共団体による**休業・時短営業要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は、対象外**となります。

#### (要件2)

月ごとの判断！

飲食店等は、「協力金」の対象事業者かどうか、まずご確認ください

その月の売上が、**2019年又は2020年の同じ月(基準月)の売上より50%以上減少**

### 月ごとに申請 下がった売上金額分だけ支給されます

給付額 = 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上  
 上限は、中小法人等が20万円/月、個人事業者等が10万円/月  
 事業者単位の給付です。**店舗単位、事業単位ではありません。**

お問合せ先 月次支援金事務局 申請者専用相談窓口 0120-211-240

参考：経済産業省「月次支援金」(2021年7月27日時点) [https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

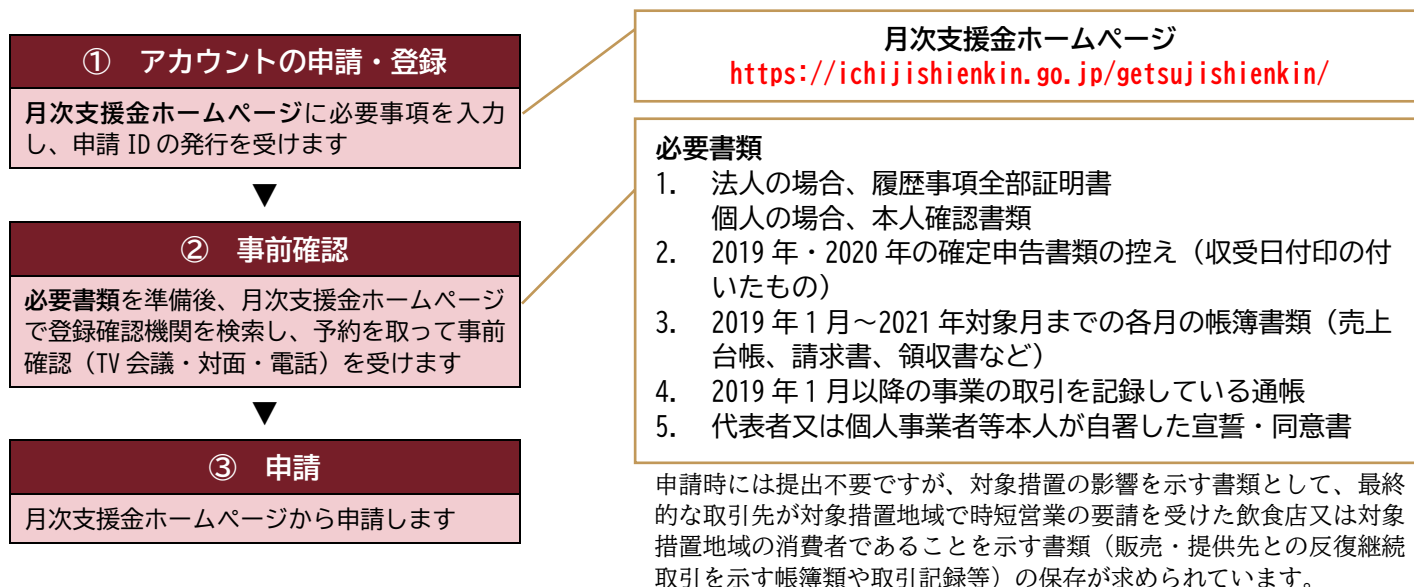


月次支援金の支給要件は月ごとに判断されますので、**月ごとの申請が必要です**。  
**2回目以降や既に一時支援金を受給している場合は、手続きが大幅に簡略化されます\***。

## 申請手続きの流れ

オンライン申請が困難な方は、全国に設置される申請サポート会場もご利用いただけます

1回目の申請のみ「①アカウント申請・登録」と「②事前確認」があり、必要書類も多くなります。



※ 「一時支援金」の受給を受けている場合、及び、2回目以降の「月次支援金」の申請時には、事前確認が省略されます。また、提出書類についても、既に提出済の書類が省略されま  
す（修正・追加の必要がある場合を除く）。新たに必要となる書類は、それぞれ次のとおりです。

- 「一時支援金」の受給を受けている場合：  
「宣誓・同意書」及び「2021年の対象月の売上台帳」をご用意ください。
- 2回目以降の「月次支援金」の申請：  
「2021年の対象月の売上台帳」をご用意ください。  
「宣誓・同意書」はオンライン確認となります。

提出書類や給付額算定について、次の特例もあります

- ◆2019年・2020年新規開業特例
- ◆2021年新規開業特例\*
- ◆事業承継特例     ◆法人成り特例
- ◆合併特例         ◆連結納税特例
- ◆罹災特例
- ◆NPO法人・公益法人等特例

\*2021年新規開業特例の申請者の事前確認は、事務局設置の登録確認機関のみ

対象月	登録確認機関での事前確認の受付	申請期間
2021年4月・5月	2021年8月10日まで	2021年6月16日～8月15日
2021年6月	2021年8月26日まで	2021年7月1日～8月31日
2021年7月	2021年9月27日まで	2021年8月1日～9月30日
2021年8月	2021年10月26日まで	2021年9月1日～10月31日

なお、都道府県によっては、月次支援金に上乗せする給付や、売上減少要件が満たせない事業者への給付を行っている場合があります。詳細は各都道府県のサイトなどでご確認ください。